

H24.  
12/6 受領

平成24年12月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 吉成孝道

平成24年(ハ)第11210号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成24年11月19日

判 決

栃木県宇都宮市下戸祭2丁目3番25号

原 告	アペンタクル株式会社
同代表者代表取締役	藤 原 慎 二
同訴訟代理人支配人	金 田 誠

秋田県 [Redacted]

被 告	[Redacted]
同訴訟代理人弁護士	近 江 直 人
同 主	澤 入 満 里 子
	文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、85万4097円及びうち34万5230円に対する平成24年8月30日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因

別紙請求の原因記載のとおり

2 争いのない事実等

請求原因事実は、当事者間に争いが無い。

3 争点 (時効援用権喪失の有無)

(被告主張の要旨)

- (1) 被告が期限の利益を喪失した後の最後の弁済日である平成18年12月30日から5年が経過した。
- (2) 被告は、原告に対し、平成24年10月22日の本件第2回口頭弁論期日において上記時効を援用する旨の意思表示をした。
- (3) 被告は、上記時効期間経過後である平成24年8月29日、原告に対し5000円を支払っているが、これは、次に掲げる事情によるものであって、原告の訴え提起及びその後の担当者の言動からみられる原告の意図は、被告が時効制度に無知であることに乗じ、訴えに対して何らの応答もなければ債務名義を取得して被告に一括返済を迫ること、仮に何らかの応答があれば、分割払いをさせて時効援用の道を塞いでやはり被告に一括返済を迫ることを可能にすることにより、消滅時効にかかった債権を復活させようとするものと推認される。そして、被告の妻（以下「妻」という。）は、原告の意図したとおりに反応して5000円を入金したものであって、妻の行動から認められる被告の対応は、原告に対してもはや時効を援用しないであろうとの信頼を生じさせるものとは言えず、仮に原告がそのように考えたとしても保護に値しないから、信義則上被告の時効援用権の行使が妨げられることはない。

#### ア 取引経験、法的知識の有無及び程度

原告は貸金業者として時効が完成していることを熟知しているのに対し、被告及び妻は時効制度の理解、知識のない素人である。

#### イ 時間経過

本件訴え提起前において、被告が最後に弁済したのが平成18年12月30日、原告が本件について貸し倒れ処理をしたのが平成20年3月31日であるところ、原告は、貸し倒れ処理から4年以上経過して時効が完成した後、本件訴えを提起した。

#### ウ 5000円の支払をめぐる交渉経緯

妻は、本件訴状の送達を受けた後、被告に代わって原告に電話を入れた。担当者は、その機会を利用し妻の法の無知に乗じて時効援用権を喪失させ

る事実を構築する意図で、一括払いを求めた。妻が分割払いにならないかとの提案をしたのに対して、「まずは入金しろ」などと荒っぽい口調で入金を求めたことから、妻は、一部でも入金すれば分割払いに応じてもらえるものと誤信して、平成24年8月29日に5000円を入金した。

#### エ 入金後の担当者の対応

妻は、上記入金の後、担当者に電話を入れたところ、担当者は、強い口調で、「家も畑も取られたら、生活していけないだろう」、「9月10日までに一括で払え」、「34万円くらい払えないわけないだろう」、「お前と話してもなにも進歩がない」、「段ボールもって全部差し押さえてやる」、「何もかも差し押さえられたら恥ずかしくないか」などと強い口調でまくし立て、妻の話は一切聞かなかったので、妻は恐怖を覚えて混乱した。

#### オ 被告の対応

上記担当者との対応及び5000円の入金は、妻が行ったものであり、被告自身の債務承認には該当しない。また、妻も、5000円の支払によって分割弁済に応じてもらえるものと誤信した。

#### (原告主張の要旨)

原告が平成24年9月29日5000円の入金を受けた経緯及びその後の原告と被告との交渉経過は次のとおりであり、被告は、自己の債務を認識し、分割弁済の申出をするとともに一部の弁済をしたのであるから、これらの事実を総合すると、時効完成後に債務を承認したものと評価することができるので、被告がその後に時効を援用することは信義則に反し許されない。

#### ア 妻からの電話

妻は、本件訴状により全額一括請求されていることを知った被告の承認の下に担当者に電話をしたものである。

#### イ 5000円の支払

担当者は、妻との電話による会話において、5000円の支払をすれば分

割和解に応じるとの約束はしていない。また、弁済額の大小は被告の事情によるものであって、担当者から弁済額を指定しておらず、被告は、債務を認識し、自らの意思でその弁済として支払うこととし、妻に入金させたものである。

### 第3 争点に対する判断

- 1 妻が、被告の意思に基づき、平成24年8月29日、5000円を原告に入金した事実は当事者間に争いがないが、その事情については、証拠（乙4、甲4。乙号証は書証としての提出行為はないが、弁論の全趣旨として考慮した。）及び弁論の全趣旨によると、次のとおりと認められる。
  - (1) 本件訴状が被告に送達された後である、平成24年8月27日、体調の優れない被告に代わって電話をかけた妻が、担当者と弁済についての交渉をした。
  - (2) 被告及び妻は、時効制度についての知識がなく、また、訴状が届いたことから、請求に応じなければならないと考え、妻が原告に電話を入れて、担当者に対して分割弁済の意向を伝えたが、担当者は取り合わず、まずはいくらかでも支払うように回答した。
  - (3) 担当者の言動から、いくらかでも支払をすれば分割弁済に応じてくれるものとの期待をいだいた妻は、直ちに5000円を振込送金した。
  - (4) その後、妻が再び担当者に電話を入れ、分割弁済の交渉をしようとしたが、担当者はこれを取り合わず、一括弁済を求めるとともに差押えも辞さない趣旨の言動に及んだ。その後は、弁済に関する交渉が行われなかった。
- 2 時効完成の事実を知っていることが弁済の要件とされていないから、債務者が時効完成の事実を知らずに弁済したとしても、弁済意思に錯誤が生じたとして錯誤無効となるとは認められない。

一般に消滅時効期間経過後、債務者が債務の全部又は一部を弁済したときは、債務者が時効完成の事実を知らなかったとしても、これにより、以後その債務について消滅時効を援用することは許されないと解するのが相当である。時効

完成後に債務者が債務を承認することは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者において、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であると考えから、その後においては、債務者に時効の援用を認めないものと解するのが信義則に照らして相当であるし、このように解しても、永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反するものではないからである。そして、債権者が時効完成後に債務者に対して債務の弁済や承認を求めることは、その態様が相当である限り、債権者の権利行使として不当というわけではなく、また、時効が完成している事実を債務者に告げる義務もない。

もっとも、債務の承認によって時効援用権喪失の効果が生ずるのは、信義則に照らした判断であるから、債務者の行動が債務承認に該当するかどうか、該当するとしてもこれによって時効援用権を喪失したとする債権者の認識を保護するに値するかどうかについては、事案の内容、時効完成前の債権者と債務者との交渉経過、時効完成後に債務を承認したと認め得る事情の有無、その後の債務者の弁済状況等を総合し、債権者と債務者との間において、もはや債務者が時効を援用しないであろうと債権者が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたかどうかによって判断することが相当であると解する。

これを本件についてみると、本件債権は、貸金業者である原告と一般消費者である被告との間の継続的貸付取引によって生じたものであるところ、上記認定した事実関係のもとでは、時効完成後の原告の行動は、被告及び妻が時効制度等について無知であること、一括払いの請求に対して多くの多重債務者が分割払いの申出をするとともに僅かな金銭を支払うことによりその場をしのぎとする心理状態になることを利用し、被告又は妻がこのような申出をした場合には、一括払いの請求を維持しつつも弁済方法について再考を促して分割弁済に応じてもらえるものとの期待を与えて申出に係る僅かな金銭を受領することにより一部弁済の実績を残すこと、被告又は妻に分割弁済の申出をさせることにより残債務の存在を承認したと評価できる実績を残すことなどを意図したものであると認められる。本件においては、訴状の送達後妻から電話を入れた機

会を利用したものであるが、被告及び妻はまさに原告の意図したとおりの反応を示し、担当者に対して分割弁済の申出をし、かつ担当者の言動から、分割弁済の約束が実現するものと誤信し、5000円の振込送金をしたものである。そうすると、被告の意思として妻が振り込んだ5000円は、本件貸付金の元利合計約85万円と比較してごく僅かな金額にすぎず、その後全く弁済が行われていないこと、妻の分割弁済の申出に対して原告が当初から応ずる意思がなかったことなどの本件の事情に照らすと、分割弁済の申出をした上で5000円の支払をしたことは、多重債務者にありがちな対応であって、十分な法的知識を持ち合わせていない被告及び妻が担当者の言動に誘導されたに反射的な反応の域を出るものではないと解される。

したがって、その後、分割弁済の合意ができないにしても被告がその申出どおり分割弁済を継続したなど弁済に向けて被告が積極的な対応をした事実が認められるような場合はともかく、妻を通じて行った被告の対応が上記認定した事実にとどまる本件においては、原告と被告間に、もはや被告において時効を援用しないと債権者が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたとはいえないから、仮に原告において、もはや被告が時効を援用しないであろうと信頼したとしても、この信頼は、信義則上保護するに足りない。

- 3 以上によると、その後被告が時効を援用することが信義則上否定されることはなく、被告の時効の援用により本訴請求債権は消滅したことになる。

#### 第4 まとめ

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

宇都宮簡易裁判所

裁判官 上田正俊

## 請求の原因

1、原告は被告と、平成18年1月12日、次項の内容の金銭消費貸借包括契約を締結した。

### 2、返済期日及び返済方法

- i 毎月3日限りとし、但し約定返済期日が原告窓口休業日に当たる場合は翌営業日とし、借入合計額に対する最低返済額以上を原告に持参又は送金して支払う。
- ii 利 息                      年 利                      29.200 %
- iii 遅延損害金                年 利                      29.200 %
- iv 特 約                      利息、遅延損害金の計算は年365日の日割計算とする。
- v 期限の利益の喪失        分割金の支払を一回でも怠った場合は期限の利益を失い、残元金に利息・損害金を合わせて一時に支払う。

### 3、貸付及び返済の内訳は、別紙計算書のとおり

(但し、利率は利息制限法所定の利率で計算し直した。)

4、被告は、平成18年7月3日の支払を怠り、同日期限の利益を失った。

よって、原告は被告に対し、利息制限法所定の利率に引きなおした前記請求の趣旨記載の金員の支払を求める。

原告は株式会社ワイドよりアペンタクル株式会社へ商号変更している。

尚、裁判手続における管轄裁判所は、原被告間の金銭消費貸借包括契約に基づく被告の原告に対する債務の義務履行地として原告の本店所在地を管轄する裁判所とした。

# 計 算 書

作成日 2012-08-09

アベントクル株式会社

債権番号 1302513368001

顧客名 XXXXXXXXXX

〒320-0055  
栃木県宇都宮市下戸祭 2丁目3番25号  
TEL 028-643-0008

取引日	融資額	返済額	利息			遅延利息			元本内入	不足金	未払い利息	残元金
			利率	日数	利息	利率	日数	遅延利息				
2006-01-12	500,000											500,000
2006-02-01		25,000	18.00%	20	4,931	26.28%	0	0	20,069	0	0	479,931
2006-03-01		20,000	18.00%	28	6,626	26.28%	0	0	13,374	0	0	466,557
2006-04-02		20,000	18.00%	32	7,362	26.28%	0	0	12,638	0	0	453,919
2006-04-30		20,000	18.00%	28	6,267	26.28%	0	0	13,733	0	0	440,186
2006-05-31		20,000	18.00%	31	6,729	26.28%	0	0	13,271	0	0	426,915
2006-07-05		12,000	18.00%	33	6,947	26.28%	2	614	4,439	0	0	422,476
2006-07-14		8,000	18.00%	0	0	26.28%	9	2,737	5,263	0	0	417,213
2006-08-18		20,000	18.00%	0	0	26.28%	35	10,513	9,487	0	0	407,726
2006-10-24		40,000	18.00%	0	0	26.28%	67	19,668	20,332	0	0	387,394
2006-11-09		20,000	18.00%	0	0	26.28%	16	4,462	15,538	0	0	371,856
2006-12-02		20,000	18.00%	0	0	26.28%	23	6,157	13,843	0	0	358,013
2006-12-30		20,000	18.00%	0	0	26.28%	28	7,217	12,783	0	0	345,230
2007/12/31			18.00%	0	0	26.28%	366	90,975	0	90,975	90,975	345,230
2008/12/31			18.00%			26.28%	366	90,726	0	90,726	181,701	345,230
2011/12/31			18.00%			26.28%	1095	272,179	0	272,179	453,880	345,230
2012/08/10			18.00%			26.28%	223	55,278	0	55,278	509,158	345,230





これは正本である。

平成24年12月3日

宇都宮簡易裁判所訴訟C係

裁判所書記官 吉成孝道

